

# 平成29年度中学校新教育課程説明会 社会科

## I. 社会科改訂の基本的な考え方

### (ア) 基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得

基礎的・基本的な「知識及び技能」については、単に理解しているか、できるかだけでなく、それらを生きて働かせてどう使うか、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかといった、三つの柱で示された資質・能力の育成全体を見通した上で、その確実な習得が求められる。

### (イ) 「社会的な見方・考え方」を働かせた「思考力、判断力、表現力等」の育成

単元など内容や時間のまとまりを見通した「問い」を設定し、「社会的な見方・考え方」を働かせることで、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連等を考察したり、社会に見られる課題を把握してその解決に向けて構想したりする学習を一層充実させることが求められる。

### (ウ) 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成

持続可能な開発のための教育（ESD）や主権者教育などについては、引き続き社会科の学習において重要な位置を占めており、現実の社会的事象を扱うことのできる社会科ならではの「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められる。 【解説 p 8～10】

## II. 社会科改訂のポイント

### 1 目標の改善

小・中学校の一貫性の観点から、社会科が目指す究極のねらいに当たる文言については、小学校、中学校とも「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」という共通の文言にし、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に関わる(1)から(3)までの目標においては、各分野の特質を表す規定となるよう整理。 【解説 p 11】

### 2 内容構成の改善

大項目をA、B、C…の順で示し、それを構成する中項目を(1)、(2)、(3)…、さらに必要に応じてそれを細分した小項目等を①、②、③…の順で示した。また、今回、分野間で共通して内容のまとまりとなる中項目においてア、イを置き、それぞれ原則的に「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の順に、それぞれの事項におけるねらいを記載。 【解説 p 13】

### 3 内容の改善・充実

日本と世界の生活・文化の多様性の理解や、地球規模の諸課題や地域的な諸課題の解決について、例えば、我が国の固有の領土について地理的な側面や国際的な関係に着目して考えるなど、時間的・空間的など多様な視点から考察する力を身に付けるなどのグローバル化への対応、持続可能な社会の形成、情報化等による産業構造の変化やその中での起業、防災・安全への対応や周囲が海に囲まれ、多くの島々からなる海洋国家である我が国の国土の様子、主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の18歳への引き下げに伴い財政や税、社会保障、雇用、労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加、少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた教育内容の見直しを図る。【解説 p 13】

### 4 学習指導の改善充実

#### 「主体的・対話的で深い学び」の実現

##### ○ 「深い学び」の視点

深い学びの実現のためには、「社会的な見方・考え方」を用いた考察、構想や、説明、議論等の学習活動が組み込まれた、課題を追究したり解決したりする活動が不可欠である。

具体的には、教科・科目及び分野の特質に根ざした追究の視点と、それを生かした課題（問い）の設定、諸資料等を基にした多面的・多角的な考察、社会に見られる課題の解決に向けた広い視野からの構想（選択・判断）、論理的な説明、合意形成や社会参画を視野に入れながらの議論などを通し、主として用語・語句などを含めた個別の事実等に関する知識のみならず、主として社会的事象等の特色や意味、理論などを含めた社会の中で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を獲得するように学習を設計することが求められる。【解説 p 14～15】

## Ⅲ. 各分野の改訂のポイント

### 1 地理的分野

- ア 世界と日本の地域構成に関わる内容構成の見直し
- イ 地域調査に関わる内容構成の見直し
- ウ 世界の諸地域学習における地球的課題の視点の導入
- エ 日本の諸地域学習における考察の仕方の柔軟化
- オ 日本の様々な地域の学習における防災学習の重視

【解説 p 16～18】

### 2 歴史的分野

- ア 歴史について考察する力や説明する力の育成の一層の重視
- イ 歴史的分野の学習の構造化と焦点化
- ウ 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実
- エ 主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実
- オ 様々な伝統や文化の学習内容の充実

【解説 p 18～19】

### 3 公民的分野

- ア 現代社会の特色、文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視
- イ 現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実
- ウ 現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実
- エ 社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習の重視
- オ 国家間の相互の主権の尊重と協力、国家主権、国連における持続可能な開発のための取組に関する学習の重視
- カ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの一層の重視

【解説 p 19～22】

## IV. 各分野の内容構成

### 1 地理的分野

- A 世界と日本の地域構成
  - (1) 地域構成
- B 世界の様々な地域
  - (1) 世界各地の人々の生活と環境
  - (2) 世界の諸地域
- C 日本の様々な地域
  - (1) 地域調査の手法
  - (2) 日本の地域的特色と地域区分
  - (3) 日本の諸地域
  - (4) 地域の在り方

### 2 歴史的分野

- A 歴史との対話
  - (1) 私たちと歴史
  - (2) 身近な地域の歴史
- B 近世までの日本とアジア
  - (1) 古代までの日本
  - (2) 中世の日本
  - (3) 近世の日本
- C 近現代の日本と世界
  - (1) 近代の日本と世界
  - (2) 現代の日本と世界

### 3 公民的分野

- A 私たちと現代社会
  - (1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色
  - (2) 現代社会を捉える枠組み
- B 私たちと経済
  - (1) 市場の働きと経済
  - (2) 国民の生活と政府の役割
- C 私たちと政治
  - (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
  - (2) 民主政治と政治参加
- D 私たちと国際社会の諸課題
  - (1) 世界平和と人類の福祉の増大
  - (2) よりよい社会を目指して

### V. 移行措置について

社会については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが、現行中学校学習指導要領による場合には、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用することとしたこと。

【「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成29年7月7日付29文科初第536号）】

- 平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- 平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- 平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
- 平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。